

外国の金融商品取引所に上場する内国会社の重複上場に係る
有価証券上場規程等の一部改正について

目 次

(ページ)

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表 | 4 |

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(75)の3 (略)	(1)～(75)の3 (略)
<u>(75)の4 同時上場 当取引所への新規上場と同時期に外国金融商品取引所等（当取引所が適當と認める外国金融商品取引所等に限る。）において上場又は継続的に取引される見込みのあることその他これに準ずることとして施行規則で定めることをいう。</u>	(新設)
<u>(75)の5 (略)</u>	<u>(75)の4 (略)</u>
<u>(75)の6 (略)</u>	<u>(75)の5 (略)</u>
<u>(75)の7 (略)</u>	<u>(75)の6 (略)</u>
<u>(75)の8 (略)</u>	<u>(75)の7 (略)</u>
<u>(75)の9 (略)</u>	<u>(75)の8 (略)</u>
<u>(75)の10 (略)</u>	<u>(75)の9 (略)</u>
<u>(75)の11 (略)</u>	<u>(75)の10 (略)</u>
<u>(75)の12 (略)</u>	<u>(75)の11 (略)</u>
<u>(75)の13 (略)</u>	<u>(75)の12 (略)</u>
<u>(75)の14 (略)</u>	<u>(75)の13 (略)</u>
(76)～(96) (略)	(76)～(96) (略)
(内国会社の形式要件)	(内国会社の形式要件)
第205条 内国株券等に係る第207条に定める本則市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。	第205条 内国株券等に係る第207条に定める本則市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 流通株式	(2) 流通株式
次のaからcまでに適合すること。 <u>ただし、重複上場又は同時上場の場合には、aに適合</u>	次のaからcまでに適合すること。

し、かつ、b又はcに適合すること。

a～c (略)

(3)～(12) (略)

(新規上場時の市場第一部銘柄への指定)

第210条 当取引所は、第205条各号及び第207条第1項各号に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた内国株券（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われたときは、無議決権株式を除く。）のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 流通株式

次のa及びbに適合すること。ただし、重複上場又は同時上場の場合には、aに適合し、かつ、b又は第205条第2号bに適合すること。

a・b (略)

(3) (略)

2 当取引所は、第206条各項各号及び第207条第1項各号に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた外国株券等のうち、前項各号（重複上場の場合には、同項第2号について同号aに限る。）に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件)

第212条 内国株券に係る第214条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

a～c (略)

(3)～(12) (略)

(新規上場時の市場第一部銘柄への指定)

第210条 当取引所は、第205条各号及び第207条第1項各号に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた内国株券（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われたときは、無議決権株式を除く。）のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 流通株式

次のa及びbに適合すること。

a・b (略)

(3) (略)

2 当取引所は、第206条各項各号及び第207条第1項各号に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた外国株券等のうち、前項各号（重複上場の場合には、同項第2号bを除く。）に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件)

第212条 内国株券に係る第214条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 流通株式

次の a から c までに適合すること。ただし、重複上場又は同時上場の場合には、a に適合し、かつ、b 又は c に適合すること。

a ~ c (略)

(3) ~ (7) (略)

(1) (略)

(2) 流通株式

次の a から c までに適合すること。

a ~ c (略)

(3) ~ (7) (略)

付 則

この改正規定は、平成26年5月31日から施行し、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者（施行日より前に予備申請を行った者を除く。）から適用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(同時上場の定義)</u></p> <p><u>第6条の2 規程第2条第75号の4に規定する</u></p> <p><u>施行規則で定めることとは、外国株券にあって</u></p> <p><u>は、当該外国株券に係る権利を表示する外国株</u></p> <p><u>預託証券が当取引所への新規上場と同時期に外</u></p> <p><u>国金融商品取引所等（当取引所が適当と認める</u></p> <p><u>金融商品取引所等に限る。以下この条において</u></p> <p><u>同じ。）において上場又は継続的に取引される</u></p> <p><u>見込みのあることをいい、外国株預託証券にあ</u></p> <p><u>っては、当該外国株預託証券に表示される外国</u></p> <p><u>株券が当取引所への新規上場と同時期に外国金</u></p> <p><u>融商品取引所等において上場又は継続的に取引</u></p> <p><u>される見込みのあることをいい、外国株信託受</u></p> <p><u>益証券にあっては、信託財産である外国株券又</u></p> <p><u>は当該外国株券に係る権利を表示する外国株預</u></p> <p><u>託証券が当取引所への新規上場と同時期に外國</u></p> <p><u>金融商品取引所等において上場又は継続的に取</u></p> <p><u>引される見込みのあることをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年5月31日から施 行する。</p>	